

原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例及び施行規則の
一部改正に関するパブリックコメント

意見の分類	意見に対する考え方や対応
抑制区域の追加	<p>【ため池を追加するべき】 ため池の所有は、村や水利関係者（区等）に限られておりますので、現状では抑制区域として設置する考えはありません。</p>
	<p>【主要な県道や八ヶ岳の眺望が得られている交通量の多い村道からの距離要件をつけるべき】 今回のパブリックコメントの意見を基に新たに追加した区域もあり、抑制区域全体としてはある程度景観や環境に配慮した抑制区域が設定されたものと考えています。また、抑制区域から外れる設置案件に対しても住民要望等様々な意見が反映されるべきものと考えていますので、このような進め方、指導に努めていきます。</p>
	<p>【森林開発をしての設置はさらなる検討をするべき】 今回の見直しにより地域森林計画の対象となる民有林の区域を抑制区域として追加します。その他抑制区域と合わせ村内森林の大部分が抑制区域になります。また、抑制区域から外れる設置案件に対しても住民要望等様々な意見が反映されるべきものと考えていますので、このような進め方、指導に努めていきます。</p>
	<p>【村全域を抑制区域にするべき】 村の考え方としては、景観・自然環境・防災などの観点から特に抑制区域を設置し、自粛を要請するものであります。条例においては、村全体における適正な設置がされるよう主旨となっておりますので、一律村全体を抑制区域とする考えは持っていません。</p>
	<p>【長野県景観育成重点地域は抑制区域にするべき】 村が景観に配慮するという抑制区域と、県の景観育成重点地域の趣旨は共通するものと考えますので、抑制区域として追加します。</p>
その他	<p>【営農型発電設備は禁止するべき】 現状、営農型発電設備は通常のパネル設置と同じ扱いをしています。農業経営に関する個人の考え方まで規制はできませんので、全面的に禁止するという考えには至りませんが、今回、農地の抑制区域の中に「営農型を除く」という表記がありましたが、優良農地の持続等保全の観点から、この表記を削除します。</p>

意見の分類	意見に対する考え方や対応
その他	<p>【町内全域を抑制区域とし、認定申請前の事前協議を義務付けた富士見町の改正案と同等以上の厳しい規定にするべき】</p> <p>「全域を抑制区域にする」「事前協議は FIT 法認定申請前に行う」という意見につきましては、別で回答させていただいたとおりです。当村では 400m 範囲での説明会や環境保全審議会（諮問機関）で審議するという規定がありますので、太陽光発電設備の適正な設置に対しては、一定の厳しい規定を設けていると考えています。</p>
	<p>【事前協議を認定申請前にするべき】</p> <p>設置にあたってのトラブル等回避のために、FIT 法認定申請前や土地等権利取得前、事業を実施しようとする前を事前協議の規定として改正します。（条例）</p>
	<p>【緩衝帯を 5m 設置するべき】</p> <p>緩衝帯を設ける規定については現状、設置面積に応じて 1～3m と定めています。環境保全的観点で保健休養地への建築等については、隣地境界から 5m は建築物を建てない規定があります。太陽光発電設備の設置にあたって同じ観点に立つべきと考えましたので、5m 以上の緩衝帯を設けるという方向で改正します。</p>
	<p>【地域住民及び近隣関係者の同意を必要とするべき】</p> <p>設置要件において同意を求めることは必要と考えていません。太陽光発電設備の設置申請においては開発行為の許可が必要となり、環境保全審議会において様々な視点から審議されますので、同意がなくても適切な判断がされるものとなっています。</p>